




# 柴田町図書館雑誌スポンサー制度

～図書館の雑誌カバーに広告を掲載しませんか～



## ◆雑誌スポンサー制度とは

- ・雑誌スポンサーの方に図書館に設置する雑誌の購入代金をお支払いいただき、その雑誌の最新号カバーの表面にスポンサー名、裏面にスポンサーの全面広告を掲載するものです。スポンサーとなった企業・商店・団体の方の宣伝活動の促進と、図書館経費の効率的運用による図書館サービスの一層の充実を図ることを目的としています。
- ・図書館の新刊雑誌を、多くの方の目に触れる広告媒体として、宣伝に是非お役立てください。

## ◆募集の内容

### ◎応募資格

企業・商店・団体の方

### ◎募集期間

随時受付

### ◎雑誌の提供期間

4月から翌年3月までの1年間

年度途中からの申し込みは、該当する年度の3月分まで

### ◎雑誌の選択

図書館が提示する「掲載対象雑誌一覧」からお好きな雑誌を選択(申込先着順)

### ◎スポンサー料

提供開始月から年度末(3月)までの雑誌購入代金

## ◆広告掲載手続き

- ①「柴田町図書館雑誌スポンサー制度申込書」に掲載希望の広告案、会社概要等(業種がわかるもの)を添えて、図書館へご提出ください。
  - ・申込書は図書館カウンターへお申し出いただくか、図書館ホームページからもダウンロードできます。
  - ・申し込みは、郵送も可能です。

## ②雑誌スポンサーの決定

・申込内容を審査し、可否を文書で通知します。

## ③提供雑誌への広告掲載

・提供雑誌は、図書館が書店へ発注します。

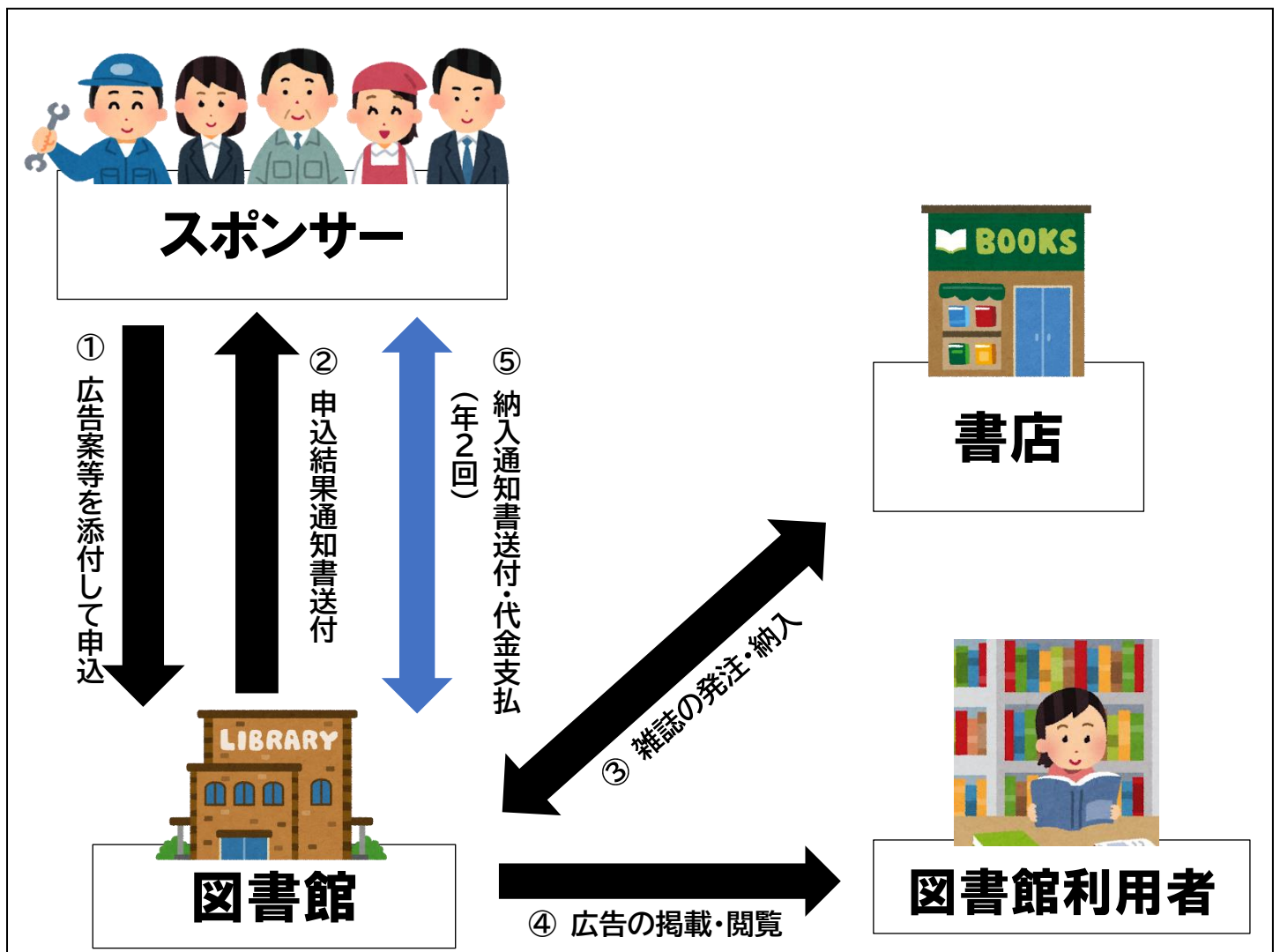
・館内閲覧の最新号のカバーにスポンサー名・広告を掲載して設置します。

・雑誌が閲覧されている間もスポンサー名が分かるように、雑誌を設置している棚にも広告を掲載します。

## ④提供雑誌の購入代金の支払い

・10月(4～9月納入分)と4月(10～3月納入分)に図書館から納入通知書を送付しますので、定められた期日までにお支払いください。(半期購読分を一括払いとなります。)

### ◆雑誌スポンサー制度フロー



◆広告掲載イメージ ※A4判雑誌の場合

【雑誌表面】（表示は図書館が作成）



【裏面】（広告はスポンサーが作成）



【本棚】（カバー裏面と同じ広告）



【本棚全体】 ※場所の指定はできません



## 制度に関する Q&A

Q1. 広告を掲載する雑誌は何誌でもよいか。

A1. スポンサーとなることができる雑誌は1スポンサー原則5誌までとさせていただきます。

Q2. 年度の途中でスポンサーをやめることはできるか。

A2. 原則として、スポンサー期間は申込年度の3月までとしておりますが、経営状況等によりスポンサーを継続することが困難となった場合は、中止を希望する2か月前までに図書館へお申し出ください。なお、年度途中でスポンサーを終了する場合、年度末を待たずにスポンサー期間の雑誌の購入代金をお知らせいたしますので、定められた期日までにお支払いください。

Q3. 翌年度もスポンサーを継続したい場合、期間を延長することはできるか。

A3. 年度ごとに申し込みし、契約することとなります。1月に、翌年度のスポンサー継続の意向確認の連絡をいたします。

Q4. 広告を掲載している雑誌が休刊や廃刊となった場合、他の雑誌に変更することはできるか。

A4. 図書館と協議の上、他の雑誌へスポンサーを変更することができます。

Q5. 年度途中で広告の内容を変更することはできるか。

A5. 掲載広告の内容の変更を希望する場合は、広告内容変更届をご提出ください。内容の審査や設置準備のため、変更内容の反映は約1か月後となります。

Q6. 掲載する広告は、どんなものでもよいか。

A6. 広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性等を損なうおそれのないものとさせていただきます。詳細は、「柴田町有料広告掲載に関する要綱」および、「柴田町有料広告掲載に関する基準」をご覧ください。

◆申し込み・問い合わせ先

柴田町図書館

〒989-1603

柴田町船岡西1丁目 6-26

電話:0224-86-3820

FAX:0224-86-3821

E-mail:[library@town.shibata.iyagi.jp](mailto:library@town.shibata.iyagi.jp)